

「金融商品取引法」関連をすべて収録した最新版

令和5年版

証券六法

証券関係法令研究会 編集

本年版の特色

- 令和4年7月までの法令等（新設6件、一部改正100余件）を更新した最新版です。
- 最新の「金融商品取引法」及び関連政令・内閣府令・告示・事務ガイドライン等を収録しました。

最新の
内容で発行!

ぜひこの機会に
お求めください。

〈主な改正内容は裏面をご覧ください〉

※「主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度」の創設等を柱とする令和3年改正金融商品取引法の施行に伴う金融商品取引法施行令を始めとする各政令・内閣府令・事務ガイドライン等の改正を盛り込んだ実務六法です。

A5判・3分冊・総頁6,700頁・ケース付
定価9,130円（本体8,300円）送料730円

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度
（グリーン購入法適応）を使用しております。

☎️ 0120-089-339 受付時間 9:00~16:30
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

(2022.8)10500221



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

掲載内容

※第一編の細目次を掲載してあります。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

第一編 金融商品取引

第一章 法令

- 金融商品取引法
- 金融商品取引法施行令
- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十條第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
- 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件
- 〔企業内容等の開示〕
- 企業内容等の開示に関する内閣府令
- 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
- 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
- 〔金融商品取引業者等〕
- 金融商品取引業者等に関する内閣府令
- 金融商品取引業者営業保証金規則
- 不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件
- 金融商品取引業者等に関する内閣府令第二十九條第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件
- 金融商品取引業者等に関する内閣府令第二十五條の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
- 分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件
- 顧客分別金信託について保有できる有価証券 預金をすることができ金融機関等を指定する件
- 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件
- 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件
- 取引証拠金の預託を受ける市場デリバティブ取引から除くものを定める件
- 第一種金融商品取引業者を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件
- 金融商品取引業者に関する内閣府令第二百九十五條第三項第一号から二までに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号子に規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件
- 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充

実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件

〔金融商品取引業協会〕

○金融商品取引業協会等に関する内閣府令

○認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券を定める件

〔投資者保護基金〕

○投資者保護基金に関する命令

○一般顧客から除かれる者を指定する件

〔金融商品取引所〕

○金融商品取引所等に関する内閣府令

〔金融商品取引清算機関〕

○金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

〔証券金融会社〕

○証券金融会社に関する内閣府令

〔指定紛争解決機関〕

○金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令

〔取引情報蓄積機関等〕

○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令

〔特定金融指標算出者〕

○特定金融指標算出者に関する内閣府令

〔不正取引規制〕

○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

○金融商品取引法第六十一條の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令

〔課徴金〕

○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令

○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令

○金融商品取引法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令

〔雑則〕

○証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯罪事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令

○金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令

第二章 事務ガイドライン

第一編 資産の流動化

第二編 投資信託及び投資法人

第四編 社債、株式等振替

第五編 金融商品取引所

第六編 金融商品取引清算機関

第七編 証券金融

第八編 日本証券業協会

第九編 公認会計士

第十編 参考法令

令和5年版の主な改正内容

新規登載された法令等

- 金融商品取引業者等に関する内閣府令第2条第1項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件
 - 金融商品取引業者営業保証金規則第18条第1項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件
- など6件

一部改正された法令等

- 金融商品取引法
 - 金融商品取引法施行令
 - 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令
 - 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第十條第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
 - 企業内容等の開示に関する内閣府令
 - 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
 - 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
 - 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
 - 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
 - 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 - 金融商品取引業者等に関する内閣府令
 - 金融商品取引業者営業保証金規則
 - 金融商品取引業者等に関する内閣府令第123条第8項及び第9項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件
 - 金融商品取引業者等に関する内閣府令第125条の7第1項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
 - 金融商品取引所等に関する内閣府令
- など100余件

内容見本 (A5判 縮小)

<p>第一編 金融商品取引 (1)</p> <p>第一章 法令 (1)</p> <p>〔通則〕</p> <p>金融商品取引法 (法第三、四、一三)</p> <p>改正 昭三三法(三)昭三四法(三)昭三五法(三)昭三六法(三)昭三七法(三)昭三八法(三)昭三九法(三)昭四〇法(三)昭四一法(三)昭四二法(三)昭四三法(三)昭四四法(三)昭四五法(三)昭四六法(三)昭四七法(三)昭四八法(三)昭四九法(三)昭五〇法(三)昭五一法(三)昭五二法(三)昭五三法(三)昭五四法(三)昭五五法(三)昭五六法(三)昭五七法(三)昭五八法(三)昭五九法(三)昭六〇法(三)昭六一法(三)昭六二法(三)昭六三法(三)昭六四法(三)昭六五法(三)昭六六法(三)昭六七法(三)昭六八法(三)昭六九法(三)昭七〇法(三)昭七一法(三)昭七二法(三)昭七三法(三)昭七四法(三)昭七五法(三)昭七六法(三)昭七七法(三)昭七八法(三)昭七九法(三)昭八〇法(三)昭八一法(三)昭八二法(三)昭八三法(三)昭八四法(三)昭八五法(三)昭八六法(三)昭八七法(三)昭八八法(三)昭八九法(三)昭九〇法(三)昭九一法(三)昭九二法(三)昭九三法(三)昭九四法(三)昭九五法(三)昭九六法(三)昭九七法(三)昭九八法(三)昭九九法(三)昭一〇〇法(三)昭一〇一法(三)昭一〇二法(三)昭一〇三法(三)昭一〇四法(三)昭一〇五法(三)昭一〇六法(三)昭一〇七法(三)昭一〇八法(三)昭一〇九法(三)昭一一〇法(三)昭一一一法(三)昭一一二法(三)昭一一三法(三)昭一一四法(三)昭一一五法(三)昭一一六法(三)昭一一七法(三)昭一一八法(三)昭一一九法(三)昭一二〇法(三)昭一二一法(三)昭一二二法(三)昭一二三法(三)昭一二四法(三)昭一二五法(三)昭一二六法(三)昭一二七法(三)昭一二八法(三)昭一二九法(三)昭一三〇法(三)昭一三一法(三)昭一三二法(三)昭一三三法(三)昭一三四法(三)昭一三五法(三)昭一三六法(三)昭一三七法(三)昭一三八法(三)昭一三九法(三)昭一四〇法(三)昭一四一法(三)昭一四二法(三)昭一四三法(三)昭一四四法(三)昭一四五法(三)昭一四六法(三)昭一四七法(三)昭一四八法(三)昭一四九法(三)昭一五〇法(三)昭一五一法(三)昭一五二法(三)昭一五三法(三)昭一五四法(三)昭一五五法(三)昭一五六法(三)昭一五七法(三)昭一五八法(三)昭一五九法(三)昭一六〇法(三)昭一六一法(三)昭一六二法(三)昭一六三法(三)昭一六四法(三)昭一六五法(三)昭一六六法(三)昭一六七法(三)昭一六八法(三)昭一六九法(三)昭一七〇法(三)昭一七一法(三)昭一七二法(三)昭一七三法(三)昭一七四法(三)昭一七五法(三)昭一七六法(三)昭一七七法(三)昭一七八法(三)昭一七九法(三)昭一八〇法(三)昭一八一法(三)昭一八二法(三)昭一八三法(三)昭一八四法(三)昭一八五法(三)昭一八六法(三)昭一八七法(三)昭一八八法(三)昭一八九法(三)昭一九〇法(三)昭一九一法(三)昭一九二法(三)昭一九三法(三)昭一九四法(三)昭一九五法(三)昭一九六法(三)昭一九七法(三)昭一九八法(三)昭一九九法(三)昭二〇〇法(三)</p>	<p>第二章 事務ガイドライン</p> <p>第一編 資産の流動化</p> <p>第二編 投資信託及び投資法人</p> <p>第四編 社債、株式等振替</p> <p>第五編 金融商品取引所</p> <p>第六編 金融商品取引清算機関</p> <p>第七編 証券金融</p> <p>第八編 日本証券業協会</p> <p>第九編 公認会計士</p> <p>第十編 参考法令</p>
---	--